

薬生食監発 1227 第 12 号  
令和元年 12 月 27 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
(公 印 省 略)

中国向け輸出水産食品（イカ加工品）の取扱いについて

中国向け輸出水産食品については、「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成 25 年 10 月 17 日付け食安発 1017 第 1 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別紙「中国向け輸出水産食品の取扱要領」により取り扱っており、イカ加工品については、「中国向け輸出水産食品に関する自主検査の実施について」（平成 30 年 6 月 20 日付け薬生食監発 0620 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知。以下「通知 1」という。）及び「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成 30 年 12 月 11 日付け薬生食監発 1211 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知。以下「通知 2」という。）により取り扱っているところです。

今般、中国政府より、イカ加工品については、中国食品安全国家标准（食品中の汚染物質の最大許容量（GB2762-2017））で定める「その他の魚類製品」の基準値（0.1mg/kg）は適用されず、「生鮮イカ（内臓を除いたもの）」の基準値（2.0mg/kg）を満たしたイカを原料として使用する必要がある旨の回答を得たことから、通知 1 及び通知 2 について、下記のとおり改正しましたので、関係者への周知方よろしくをお願いします。

記

1. 通知 1 のうち、②のイカの乾製品に係る自主検査の項目を削除する。
2. 通知 2 を廃止する。

(参考)

なお、イカ加工品の原料となる生鮮イカについては、輸出者は定期的に検査を行い生鮮イカ（内臓を除いたもの）に適用されるカドミウムの基準値（2.0mg/kg）への適合性を確認する必要がある。